

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第22号

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第2号を次のように改める。

（2）法第23条に規定する禁じられた行為に該当すると認めるとき。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第8条第4号中「第4号」を「第3号」に改める。

第9条中「第7条第4号」を「第7条第3号」に改める。

別表第2中「750円」を「760円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。